○新発田市行政改革推進本部設置要綱

平成１２年５月２９日

告示第６８号

改正　平成１３年４月２０日告示第６４号

平成１４年４月１０日告示第５１号

平成１６年４月２１日告示第７６号

平成１７年５月１０日告示第１２６号

平成１８年４月２５日告示第９２号

平成１８年８月２２日告示第１６９号

平成１９年４月３日告示第８３号

平成１９年６月２１日告示第１４９号

平成１９年１０月２３日告示第１８８号

平成２０年３月３１日告示第１０８号

平成２１年５月２８日告示第１２５号

平成２２年５月１０日告示第１４２号

平成２３年６月１５日告示第１８４号

平成２５年５月１６日告示第１９６号

平成２６年３月３１日告示第１１２号

平成２７年５月１８日告示第１６４号

平成２９年６月１５日告示第２１４号

平成３０年８月２３日告示第２０３号

平成３１年４月２３日告示第１０８号

令和２年４月２０日告示第１３９号

令和４年５月１２日告示第１３３号

令和５年７月６日告示第１８５号

新発田市行政改革推進本部設置要綱を次のように定め、平成１２年５月２２日から実施した。

（設置）

第１条　新発田市の行政改革のあり方を検討し、その着実な推進を図るため、新発田市行政改革推進本部（以下「本部」という。）を置く。

（所管事務）

第２条　本部の所管事項は、次のとおりとする。

（1）　行政改革大綱の策定及び実施に関すること。

（2）　行政改革推進計画の策定及び実施に関すること。

（3）　行政改革推進懇談会の意見の聴取に関すること。

（4）　その他行政改革に係る重要事項に関すること。

（組織）

第３条　本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

２　本部長は、副市長をもって充て、副本部長は、総務課長をもって充てる。

３　本部員は、教育次長、人事課長、財務課長、情報政策課長、こども課長、農林水産課長及び地域整備課長をもって充てる。

（平成１６告示７６・平成１７告示１２６・平成１９告示８３・平成１９告示１４９・平成２１告示１２５・平成２２告示１４２・平成２５告示１９６・平成２７告示１６４・平成３０告示２０３・平成３１告示１０８・令和２告示１３９・令和５告示１８５・一部改正）

（本部長及び副本部長）

第４条　本部長は、本部を総括する。

２　副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

（平成１９告示８３・平成１９告示１４９・平成１９告示１８８・平成２３告示１８４・平成２５告示１９６・令和５告示１８５・一部改正）

（会議）

第５条　本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

（平成２３告示１８４・令和５告示１８５・一部改正）

（部会）

第６条　本部に、別表に掲げる部会を置く。

２　各部会に所属する課局等は、別表のとおりとする。

３　部会の所管事務は、次のとおりとする。

（1）　行政改革推進計画案の作成に関すること。

（2）　行政改革推進計画の進行管理に関すること。

（3）　その他行政改革に係る調査及び研究に関すること。

４　部会は、部会長、副部会長及び部員をもって組織し、部会長、副部会長及び部員は、別

表に掲げる者をもって充てる。

５　部会長は、必要に応じて会議を招集するものとする。

６　部会長は、必要に応じて会議に部会員以外の者の出席を求めることができる。

７　部会長は、改革項目の企画、立案及び実施の部会総括責任者であり、部会間の調整を行うものとする。

８　副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故のあるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代行する。

９　副部会長は、改革項目の部会提案を取りまとめ、部会内の調整を行うものとする。

１０　部員である課局等の長は、所管する課局等の実行責任者となり、所管する課局等に属する職員からの提案の取りまとめを行い、部員は、その提案を改革項目の取組期間別に精査し、行政評価を踏まえた企画、立案、実施、成果指標の設定及び成果の把握をし、確実な進行管理を行うものとする。

（平成２５告示１９６・全改）

（部会長会議）

第７条　次に掲げる事項について審議するため、部会長会議を置く。

（1）　行政改革大綱案の検討及び調整に関すること。

（2）　その他本部長からの指示事項

２　部会長会議は、総務課長が必要に応じて招集し、総務課長が議長となる。

３　部会長会議は、全部会長をもって構成する。

（平成２５告示１９６・全改、平成２７告示１６４・平成３０告示２０３・令和４告示１３３・一部改正）

（専門部会）

第８条　本部長は、必要に応じて第２条に規定する所管事務について調査研究を行わせるため、専門部会を設置することができる。

２　専門部会は、本部長が指名した者をもって構成する。

３　専門部会に専門部会長を置く。

４　専門部会長は、本部長が専門部会の構成員のうちから指名する。

５　専門部会の会議は、専門部会長が招集する。

６　専門部会長は、必要に応じて会議に専門部会員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

７　専門部会長は、調査研究を行った内容を本部の会議に報告するものとする。

（令和５告示１８５・追加）

（事務局）

第９条　本部の事務局は、みらい創造課に置く。

２　事務局は、本部の庶務を処理し、各部会と連携して行政改革推進計画の取りまとめ及び進行管理並びに行政改革推進上の課題に対する各部会間の連絡調整を行う。

（平成１３告示６４・平成１４告示５１・平成１７告示１２６・平成１９告示８３・平成２２告示１４２・平成２３告示１８４・平成２５告示１９６・平成２７告示１６４・平成３０告示２０３・一部改正、令和５告示１８５・旧第８条繰下）

前　文（平成１３年告示第６４号）抄

平成１３年４月１日から実施した。

前　文（平成１４年告示第５１号）抄

平成１４年４月１日から実施した。

前　文（平成１６年告示第７６号）抄

平成１６年４月１日から実施した。

前　文（平成１７年告示第１２６号）抄

平成１７年５月１日から実施した。

前　文（平成１８年告示第９２号）抄

平成１８年４月１日から実施した。

前　文（平成１８年告示第１６９号）抄

平成１８年８月１日から実施した。

前　文（平成１９年告示第８３号）抄

平成１９年４月１日から実施した。

前　文（平成１９年告示第１４９号）抄

平成１９年６月１日から実施した。

前　文（平成１９年告示第１８８号）抄

平成１９年１０月１日から実施した。

前　文（平成２０年告示第１０８号）抄

平成２０年４月１日から実施する。

前　文（平成２１年告示第１２５号）抄

平成２１年４月１日から実施した。

前　文（平成２２年告示第１４２号）抄

平成２２年４月１日から実施した。

前　文（平成２３年告示第１８４号）抄

平成２３年５月１日から実施した。

前　文（平成２５年告示第１９６号）抄

平成２５年４月１日から実施した。

前　文（平成２６年告示第１１２号）抄

平成２６年４月１日から実施する。

前　文（平成２７年告示第１６４号）抄

平成２７年４月１日から実施した。

前　文（平成２９年告示第２１４号）抄

平成２９年４月１日から実施した。

前　文（平成３０年告示第２０３号）抄

平成３０年４月１日から実施した。

前　文（平成３１年告示第１０８号）抄

平成３１年４月１日から実施した。

前　文（令和２年告示第１３９号）抄

令和２年４月１日から実施した。

前　文（令和４年告示第１３３号）抄

令和４年４月１日から実施した。

前　文（令和５年告示第１８５号）抄

令和５年４月１日から実施した。

別表（第６条関係）

（平成２５告示１９６・全改、平成２６告示１１２・平成２７告示１６４・平成２９告示２１４・平成３０告示２０３・平成３１告示１０８・令和２告示１３９・令和４告示１３３・令和５告示１８５・一部改正）

部会名	部会長	副部会長	部会を構成する課局等名	部員
生活・環境部会	地域整備課長	部会を組織する部員の中から部会長が指名する者	地域安全課 環境衛生課 地域整備課 維持管理課 建築課	部会を組織する課局等の長をもって充てる。

			財産管理課 下水道課 水道局業務課 水道局浄水課	
健康・医療・福祉部会	こども課長	〃	健康推進課 スポーツ推進課 保険年金課 高齢福祉課 こども課 社会福祉課 新発田駅前複合施設	〃
教育・文化部会	教育次長	〃	教育総務課 学校教育課 文化行政課 中央図書館 生涯学習課 青少年健全育成センター	〃
産業部会	農林水産課長	〃	商工振興課 観光振興課 農林水産課 農業委員会事務局	〃
市民活動・行政活動部会	総務課長	〃	総務課 人事課 財務課 みらい創造課 契約検査課 情報政策課 人権啓発課 税務課 収納課 市民生活課	〃

			市民まちづくり支援課 豊浦支所 紫雲寺支所 加治川支所 会計課 議会事務局 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 公平委員会	